

地域支援事業における第1号介護予防支援事業並びに包括的支援事業の  
実施及び地域包括支援センター設置に関する要綱

(目的)

第1条 介護保険法（以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ニ  
に規定する第1号介護予防支援事業並びに第115条の45第2項第1号か  
ら第3号に規定する包括的支援事業の実施及び法第115条の46第1項に  
規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置につい  
て定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は池田市とする。ただし、法第115条の47第  
1項及び第2項の規定により、第6条各号に掲げる事業（以下「事業」とい  
う。）の実施について適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法  
人等に委託することができる。

2 前項により事業を受託した者は、法第115条の46第3項の規定により、  
市長に地域包括支援センター設置届出書（様式第1号）を提出することによ  
り、センターを設置するものとする。

(変更の届出等)

第3条 前条第2項の書類の内容の変更に係るものにあつては、地域包括支援  
センター変更届出書（様式第2号）により、事業の廃止、休止、又は再開に  
係るものにあつては地域包括支援センター廃止・休止・再開届出書（様式第  
3号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

(センター運営の基本方針)

第4条 センターの運営にあつては、「池田市地域包括支援センター運営基  
本方針」に従うものとする。

(事業実施体制)

第5条 市長は、事業の実施または委託にあつては、センターごとに地域の

実情に応じた担当区域を定めるものとする。

(事業内容)

第6条 センターは、担当区域内において次の各号に掲げる事業を行うこととする。

(1) 法第115条の45第1項第1号ニに定める内容

居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

(2) 法第115条の45第2項第1号に定める内容

被保険者の心身状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

(3) 法第115条の45第2項第2号に定める内容

被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のために必要な援助を行う事業

(4) 法第115条の45第2項第3号に定める内容

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

(5) 法第8条の2第16項に定める内容

センターに併設した介護予防支援事業（新予防給付にかかるケアマネジメント）

- (6) その他、厚生労働省令で定める事業  
(職員の配置等)

第7条 センターには、次の各号に掲げる常勤かつ専従の職員を配置しなければならない。ただし、介護予防支援業務に従事することができるものとする。

- (1) 保健師または地域ケア、地域保健等の経験かつ高齢者に関する公衆衛生業務に1年以上の経験を有する看護師
- (2) 社会福祉士、または福祉事務所の現業員の業務経験が5年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者、または、介護支援専門員の業務経験が3年以上あり高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
- (3) 主任介護支援専門員、または「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）」に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員として実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

2 各職員の配置数については、市長が別に定める。

(管理者)

第8条 センターには、管理者を置くものとし、前条第1項各号のいずれかの者をもって充てるものとする。

2 前項に定める管理者は、指定介護予防支援事業所の管理者をもって充てるものとする。

(公正・中立性の確保)

第9条 センターは、事業を実施するにあたって、高齢者に提供されるサービ

スが理由なく特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公平・中立性を確保しなければならない。

(運営協議会への報告)

第10条 センターは、運営に関する事項について池田市地域包括支援センター運営協議会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第11条 センター設置者およびその職員またはこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約が解除された後も同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

第1条 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(包括的支援事業等の実施のために必要な準備)

第2条 市長は、この要綱の実施日前においても、地域支援事業における包括的支援事業の実施及び地域包括支援センター設置に関し、必要な手続きを行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

池 田 市 長 様

所 在 地

法人名称

印

代表者名

印

池田市地域包括支援センター設置届出書

介護保険法第115条の46第3項に基づく地域包括支援センターの設置について、以下のとおり届出ます。

地域包括支援センター	名 称	
	所 在 地	〒 -

受 託 者	名 称				
	主たる事務所の所在地	〒 -			
	連 絡 先	電 話		F A X	
	法人の種別	社会福祉法人 医療法人 一般社団法人 その他（ ）			
	代 表 者	職 名			
		フリガナ 氏 名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	住 所	〒 -			

地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	設置予定年月日					
	営業日及び営業時間	営 業 日				
		営 業 時 間				
	担当する区域					
	従業者の職種・員数	常 勤	非 常 勤	合 計	備 考	
		保健師等	人	人	人	
		社会福祉士等	人	人	人	
		主任介護支援専門員等	人	人	人	
	その他（事務職等）	人	人	人		

[添付書類] 次の書類を添付してください。

① 受託法人の定款・寄付行為等及びその登記事項証明書	当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等の条文	第 [ ] 条 [ ] 項 [ ] 号
② 地域包括支援センターの平面図		
③ 職員の経歴書（別紙①）		
④ 職員の勤務体制及び勤務形態一覧表		

様式第1号（第2条関係）

（別紙①）

地域包括支援センター職員の経歴書

地域包括支援センター名称	地域包括支援センター
--------------	------------

フリガナ 職員氏名	生年月日	年 月 日
--------------	------	-------

職 種	介護支援専門員の場合は登録番号（ ）
-----	--------------------

自宅住所	〒 ー 電話（ ） ー
------	----------------

主 な 職 歴 等

年 月 ～ 年 月	勤務先等	職務内容

職 務 に 関 す る 資 格

資格の種類	資格取得年月日

備 考（研修等の受講状況）
---------------

年 月 日

池 田 市 長 様

申請者 所在地

法人名称

代表者名

印

地域包括支援センター変更届出書

次のとおり地域包括支援センターの従事者について変更しましたので届け出ます。

地域包括支援センター（事業所）の名称等	名称
	所在地
変 更 が あ っ た 事 項	変 更 の 内 容
1. 従事者の変更  2. 従事者の増員  3. 従事者の減員  4. その他	(変更前)
	(変更後)
変 更 年 月 日	年 月 日

備考1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

年 月 日

池 田 市 長 様

申請者 所在地

法人名称

代表者名

印

地域包括支援センター廃止・休止・再開届出書

次のとおり受託事務の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

廃止（休止・再開）する事業所	名称
	所在地
休止・廃止・再開の別	休止 ・ 廃止 ・ 再開
休止・廃止・再開した年月日	年 月 日
休止・廃止した理由	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日

備考 受託事務の再開に係る届出にあつては、当該受託事務に係る職員の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。